

生活指導の方針・体制及び体罰防止のための 学校の取組について

保護者の皆様には、日頃から本校の教育活動にご理解、ご協力をいただきありがとうございます。さて、学校での生活は子供たちの成長にとって、大きな影響を及ぼします。友達や教師との出会い、地域の方々との関わりなどを通して、思い悩みながら自分自身を成長させていきます。「確かな学力」「やさしい心」「たくましい身体」を育むためには、教師が手本となるべく自身の言動に気を配り、公平・公正な態度で子供たちに接していかなければなりません。感情的な言動や行動では、根本的な課題解決は見込めないのです。

私たち教職員は、子供たちの言葉に耳を傾け、指導後の見守りを大切に、次に向かう気持ちをもてるように指導していきます。そしてその指導が効果的であったかを、個人ではなく組織で検証していきます。必要に応じて保護者の皆様にも状況を伝え、ご家庭と連携しながら下記の通り、子供たちの健全育成に取り組んでいきます。今後ともなお一層のご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 本校の生活指導の方針・体制

- ・月ごとの生活目標、保健目標、給食目標、安全指導、避難訓練、学校生活のやくそくなどについて、全校朝会や学級での声かけを繰り返すことで、より一層の定着を図っていきます。
- ・学校の児童は教職員全員で見守るという共通認識のもと、学級に関わらずどの教職員も朝の挨拶や廊下での声かけ、清掃活動の徹底などを意識しながら指導していきます。
- ・学級での生活に加えて、くすの木班活動やクラブ・委員会活動などの集団生活の場において実践的な活動と振り返りを通して規範意識を高め、より良い生活を営む態度を育てていきます。
- ・人権尊重の精神を基盤とし、目と目を合わせて話すことや相手の立場に立って考えるなど、人と接することの基礎について指導し、互いの良さを認めあえる人間関係を育てていきます。
- ・生活指導夕会、いじめ対策委員会、校内委員会、生活指導交流会などを通して、児童理解を深め、全教職員が話し合いながら協力して指導していきます。

2. 体罰防止のための取組

- ・「体罰根絶に向けた総合的な対策」等を活用し、職員会議などにおいて「体罰関連行為のガイドライン」や「指導上認められる範囲の行為」、「体罰根絶のための行動」（アンガーマネジメントやストレスマネジメント）、「体罰により問われる責任」等について、年間を通して研修しています。
- ・月初めに前月の指導を振り返る「体罰防止セルフチェック」を実施し、必要な場合には、管理職が各教職員からの回答をもとに相談や指導を行っています。
- ・全校児童を対象にした体罰アンケートを年1回実施しています。
- ・生活指導上の問題について教職員が悩みを一人で抱え込まないように、生活指導部等の組織を活用しながら解決に取り組んでいます。
- ・児童には、スクールカウンセラーとの相談ができることを周知し、児童が悩みを一人で抱え込まないようにしています。また、「友だちアンケート」も実施しています。
- ・学校評価アンケートや学校運営協議会等を活用し、体罰防止に向けた学校の取組について周知するとともに、保護者等の意識を確認したり意見を聞いたりするなど、今後も家庭・地域と連携した取組を行っています。